

地域計画

策定年月日	令和6年3月22日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	天理市 (29204)
地域名 (地域内農業集落名)	南檜垣 (檜垣町南)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	30 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	20 ha
② 田の面積	30 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 南檜垣地区においては、農事組合法人(南檜垣営農組合)と認定農業者及びその他の担い手が主たる担い手として地域農業を担っている。 農地については、基本的に中間管理機構と契約した農地を農事組合法人が受けており、その他の農地については認定農業者及びその他の担い手が受けている。 農事組合法人を中心として、麦、大豆、米(減農薬でのブランド米)、味噌・煎り豆、きな粉の加工(6次産業化)、その他野菜等の生産を行い、朝市を開催するなど新たな販路形成に取り組んでいる。</p> <p>【課題】 営農組合のオペレーターの育成及び受け入れ、地域の将来ビジョンづくりができていない</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者:25人、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体、組合員数40人、認定農業者1名 主な作物:水稲、小麦、大豆、味間芋、その他野菜</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>農事組合法人の小麦・大豆・水稲・味間芋の周年作業体系を維持しつつ、小麦・大豆栽培面積を拡大するとともに、作業効率性を高めるため団地化を推進し、農事組合法人として現在預かっている農地について、将来の方針を決めていく。 認定農業者及びその他担い手が耕作している農地については現状維持を基本とし、面積拡大の希望があれば地域の合意の下で進めていく。 また、多様な人材(外部オペレーター、農業のお手伝いをしてくれる人等)を受け入れることができる体制づくり(魅力ある地域づくり)を進める。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる地域とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	44.47	%	将来の目標とする集積率
			70.72 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・営農組合を中心に集約化を推進する。 ・集落の農地(特に地区外所有者・耕作者の農地)に対して意向調査を行い、集落農地の80%について意向把握ができるよう努める。 			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して地域の中心となる経営体に農地を集積し、担い手の圃場の分散化解消に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を通して農事組合法人に貸付を行う。
(3)基盤整備事業への取組
多面的機能支払制度等の活用を行って、魅力ある地域づくりを目指す。 基盤整備事業(圃場整備事業)を行うため、地域での話し合い・意見集約を行い、整備計画を立ててその実現を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
基本的には現在活躍している地域内の農業従事者(女性含む)を活用しながら、将来的な外部オペレーターの活用を行うための受け入れ体制を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
基本的に農事組合法人で受託し、受けきれない場合は外部サービスを利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
②現状の活動を維持・向上させる。 ③スマート農業の取組について継続して活用を行う。 ④地域密着型イベントの開催等による地域振興を行う。				

